

審 査 基 準

平成21年1月28日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第3項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：  (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署、警察本部交通規制課
備 考：